

秋田県養護教諭研究会ホームページ管理ガイドライン

1 趣旨

会員同士の情報共有と会員以外への広報活動を行い、学校保健の発展と会員の資質向上に寄与することを目的にして、秋田県養護教諭研究会ホームページを開設する。

2 目的

秋田県養護教諭研究会ホームページ（以下ホームページという）の運営管理に関する基本事項を定め、秋田県養護教諭研究会の情報化を推進すると共に、養護教諭の職務に活用できるホームページの適正かつ効率的な運用を確保する。

3 管理者

ホームページの管理者は、秋田県養護教諭研究会会長とする。

4 運営責任者

- (1) 運営責任者はホームページの管理、メンテナンス更新作業等を行う。
- (2) 運営責任者は、会長とする。

5 運営担当者

- (1) 秋田県養護教諭研究会会長は、情報管理の適正を図るために秋田県養護教諭研究会理事会にホームページ担当者をおく。
- (2) 担当者は、ホームページ保守業務を委託している(株)アイネックスと連携し、ホームページの作成・更新・保守等を行う。
- (3) 担当者は、会員および児童生徒のプライバシーと著作権等の保護等、情報の管理を厳重に行う。

6 情報の掲載

- (1) 事務局からの情報や各支部からの情報は、ホームページ担当の責任において掲載することができる。
- (2) 前項以外の情報（リンクを含む）を掲載する場合は、秋田県養護教諭研究会会長の承認を得るものとする。
- (3) 掲載期間は、原則として3年（共同研究は2期分、お知らせは1年分）とする。秋田県養護教諭研究会会長が必要と認めた場合は、掲載期間を延長する。

7 掲載上の注意事項

次の各項に掲げる内容と思われる記事や関連記事へのリンクをホームページに掲載してはならない。

- (1) プライバシーを侵害する内容
- (2) 著作権を詐称する内容
- (3) 他を詐称・誹謗中傷する内容
- (4) 他に不利益を与える内容
- (5) 公序良俗に反する内容
- (6) 政治、宗教及び団体などの宣伝勧誘など、教育にふさわしくない内容

8 関連サイトとのリンクについて

関連サイトとのリンクを図る。但し、リンクについては相手先の承諾を得る。

9 その他

このガイドラインに定めた事項については必要に応じて見直しを行う。

附則

本ガイドラインは、平成29年4月 1日より施行する。
令和 2年1月17日一部改正